

の	中	払	払	償	償	後	第
取	途	込	込	還	還	の	二
扱	換	場	期	金	期	利	期
い	金	所	日	額	限	子	以

期が銀行休業日に当たるとときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十二号において規定
する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.08}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
平成三十一年十二月十五日額面金額百円につき百円日本銀行の本店又は支店中途換金の買取りは、平成二十七年十二月十五日以後において行うこととし、その買取金額は、次区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。
ら平成二十七年十一月十五日前か

までの間の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$) × 2 - 受入経過利子に相当する金額)
なお、受入経過利子に相当する金額は、次の算式により算出し、その算出結果に円未満の端数が生じた場合には切捨ててとし、一円に満たない場合

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.08}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

×
365

（二） 平成二十八年六月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} \\ \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十七 中途換金の特例

（二） 平成二十八年六月十五日以後の場合

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者はその相続人が、又はその相続人が、又はその居住する市町村（特別区を含み、第十一条第一項の指定都市にあつてす）は当該市又は当該市にあつてす）は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の

(一) 金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額)

日本銀行